

## (仮称) 第3次秋田市子ども・子育て未来プラン(素案)からの修正箇所

該当部分		素案	案	備考
P6	総論第2章 2 婚姻の状況 (1)未婚化の進行 ●説明文・グラフ	平成29(2017)年は、 <u>1,240</u> 件で前年の <u>1,310</u> 件から <u>70</u> 件減少となっています。	平成30(2018)年は、 <u>1,194</u> 件で前年の <u>1,240</u> 件から <u>46</u> 件減少となっています。 (グラフに平成30年の値を追加)	最新値に更新
P7	総論第2章 2 婚姻の状況 (2)晩婚化の進行 ●説明文	全国的な傾向と同様、 <u>年々上昇傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいに推移しており、平成29(2017)年では、夫が<u>30.8</u>歳、妻が<u>29.2</u>歳となっており、</u>	全国的な傾向と同様に <u>上昇傾向で推移しており、平成30(2018)年では、夫が<u>31.1</u>歳、妻が<u>29.3</u>歳となっており、</u>	最新値に更新
P7	総論第2章 2 婚姻の状況 (2)晩婚化の進行 ●グラフ	平成2年～22年までは5年刻み、平成22年～29年まで1年刻みのグラフ	平成元年～30年までを1年刻みのグラフ	最新値に更新および修正
P8	総論第2章 3 出生の状況 (1)出生数と出生率の推移 ●説明文・グラフ	平成29(2017)年の本市の出生数は <u>1,987</u> 人で、前年の <u>2,082</u> 人から <u>95</u> 人減少し、出生率(人口千対)は <u>6.4</u> で、前年の <u>6.6</u> を <u>0.2</u> ポイント下回っています。	平成30(2018)年の本市の出生数は <u>1,911</u> 人で、前年の <u>1,987</u> 人から <u>76</u> 人減少し、出生率(人口千対)は <u>6.2</u> で、前年の <u>6.4</u> を <u>0.2</u> ポイント下回っています。 (グラフに平成30年の値を追加)	最新値に更新
P8	総論第2章 3 出生の状況 (2)合計特殊出生率の推移 ●説明文・グラフ	本市は平成15(2003)年の <u>1.13</u> 以降、 <u>上昇傾向となったものの、平成29(2017)年は、前年より<u>0.03</u>ポイント下回る<u>1.30</u>にとどまっており、依然として全国や秋田県と比較して低い水準となっています。</u>	本市は平成15(2003)年の <u>1.13</u> 以降、 <u>上昇傾向となったものの、平成30(2018)年は、<u>1.31</u>にとどまっており、依然として全国や秋田県と比較して低い水準となっています。</u> (グラフに平成30年の値を追加)	最新値に更新 文言修正
P15 ～19	総論第3章 2 基本目標と施策体系 (2)施策体系 ●プラン体系表	基本理念、基本目標、基本施策を掲載した体系表	基本目標、基本施策、取組・事業(担当課含む)を掲載した体系表	体系表の変更
P23	各論第1章 (施策1-1)-取組・事業 ●(1)見出し文の2行目	(1)教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期(施設型給付・地域型保育給付)【※65ページ以降の第3部に数値内容等を掲載】	(1)教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期(施設型給付・地域型保育給付)【※75～84ページに数値内容等を掲載】	ページ変更に伴う修正
P24	各論第1章 (施策1-1)-取組・事業 ●(1)③説明文3行目	新たな教育・保育施設および地域型保育事業の認可については、提供区域の状況や設置者の経営状況などを加味した上で、慎重に判断します。	新たな教育・保育施設および地域型保育事業の認可については、提供区域の状況や設置者の経営状況などを考慮した上で、慎重に判断します。	文言修正

該当部分		素案	案	備考	
P25	各論第1章	(施策1-1)-取組・事業 ●(2)②説明文2～3行目	本市においても教育・保育アドバイザーを配置し、	本市においても専門性を有する職員を各施設に派遣し、	文言修正
P25	各論第1章	(施策1-1)-取組・事業 ●(2)④説明文10～11行目	また、乳幼児期の子どもの発達や学びは連続性を有するものであることから、教育・保育施設の職員と小学校職員を対象とする研修会を引き続き実施し、子どもの育ちや指導方法等についての共通理解を図ります。さらに、幼保小の教職員が交流する機会も充実するよう教育・保育アドバイザーが仲立ちとなり、担当部局間で連携し、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の支援に努めます。	また、乳幼児期の子どもの発達や学びは連続性を有するものであることから、教育・保育施設の職員と小学校職員を対象とする研修会を引き続き実施し、子どもの育ちや指導方法等についての相互理解を図ります。さらに、幼保小の教職員が交流する機会も充実するよう、担当部局間で連携し、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の支援に努めます。	子ども・子育て会議委員の意見および担当課の精査を踏まえて修正
P26	各論第1章	(施策1-1)-取組・事業 ●(3)説明文	子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に市が認定し、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の利用について給付する仕組みです。適正な給付を行うため、円滑な実施に努めます。	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された「子育てのための施設等利用給付」は、市が保育の必要性があると認定した「3歳から5歳までの子ども」と「0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども」を対象に、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用について給付する仕組みです。 給付にあたっては、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、「施設型給付」の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業については、施設に対する代理受領により対応することとし、それ以外の事業等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者からの申請に基づく償還払いにより対応することとします。 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施のため、給付に関する案内や申請等の手続きについて、対象施設と連携し、公正かつ適正な給付に努めます。	担当課の精査を踏まえた修正

該当部分			素案	案	備考
P27	各論第1章	(施策1-2)-取組・事業No.3 ●事業目標および事業概要	<p>・事業目標 小学校入学時にスムーズに学校生活に適應できるよう、<u>幼稚園教員・保育士と小学校教職員を対象とする研修会を実施し、指導についての共通理解を図るとともに、幼児と小学生が交流する機会の充実を図る。</u></p> <p>・事業概要 <u>幼稚園教員、保育士、小学校教員を対象として実施する幼保小連携研修会の内容等の充実を図るとともに、幼児と小学生の交流機会の充実を図る。</u></p>	<p>・事業目標 小学校入学時にスムーズに学校生活に適應できるようにするため、<u>幼児期の教育・保育と小学校教育の指導方法等について、相互理解を深め、円滑な接続を図る。</u></p> <p>・事業概要 <u>幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教員を対象とした幼保小連携研修会を実施する。</u> また、<u>幼児と小学生の交流機会を設ける。</u></p>	子ども・子育て会議委員の意見および担当課の精査を踏まえた修正
P27	各論第1章	(施策1-2)-取組・事業No.4 ●取組・事業追加	—	「保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業」を施策1-2を構成する取組・事業として、追加する。	担当課の精査を踏まえた追加
P31	各論第2章	(施策2-1)-取組・事業No.2 ●「ネウボラ」の注釈追加	—	<u>※「ネウボラ」とはフィンランドの育児支援制度で「相談する場」という意味。フィンランドの取組を参考に子ども健康課内に開設。母子保健コーディネーター（助産師）が中心となり、相談に応じている。</u>	パブリックコメントを踏まえて、注釈を追加
P31	各論第2章	(施策2-1)-取組・事業No.5 ●事業概要の3行目	ファミリー・サポート・センター利用会員の経済的負担を軽減し、利用促進を図るため、 <u>の利用料金の1/2を助成する。</u>	ファミリー・サポート・センター利用会員の経済的負担を軽減し、利用促進を図るため、 <u>利用料の半額を助成する。</u>	文言修正
P31	各論第2章	(施策2-1)-取組・事業No.6 ●事業目標の1行目	<u>親子のふれあいや保護者のリフレッシュ、親子どうしの交流等の機会を創出することにより、</u>	<u>親子のふれあいや保護者のリフレッシュ、親子同士の交流等の機会を創出することにより、</u>	文言修正
P32	各論第2章	(施策2-1)-取組・事業No.11 ●取組・事業追加	—	「地域保健・福祉活動推進事業」を施策2-1を構成する取組・事業として、追加する。	担当課の精査を踏まえ追加
P36	各論第3章	(施策3-1)-取組・事業No.1 ●「ネウボラ」の注釈追加	—	<u>※「ネウボラ」とはフィンランドの育児支援制度で「相談する場」という意味。フィンランドの取組を参考に子ども健康課内に開設。母子保健コーディネーター（助産師）が中心となり、相談に応じている。</u>	パブリックコメントを踏まえて、注釈を追加

該当部分		素案	案	備考	
P37	各論第3章	(施策3-1)-取組・事業No.3 ●事業目標の1行目 ●事業概要の1行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 <u>妊婦</u>の健康の保持および増進を図る。</li> <li>・事業概要 妊婦を対象に妊婦一般健康診査および産婦を対象に産後1か月健康診査を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 <u>妊産婦</u>の健康の保持および増進を図る。</li> <li>・事業概要 妊産婦を対象に妊婦一般健康診査および産婦を対象に産後1か月健康診査を行う。</li> </ul>	文言修正
P37	各論第3章	(施策3-1)-取組・事業No.4 ●事業概要の1行目	妊婦およびその配偶者を対象に、	妊婦およびその配偶者等を対象に、	文言修正
P38	各論第3章	(施策3-1)-取組・事業No.10 ●事業概要の1行目	幼児とその保護者を対象に	乳幼児とその保護者を対象に	文言修正
P38	各論第3章	(施策3-1)-取組・事業No.12 ●事業目標の1行目	幼児歯科保健の普及啓発を図り、乳幼児のむし歯罹患率の低下に努める。	幼児歯科保健の普及啓発を図り、 <u>幼児</u> のむし歯罹患率の低下に努める。	文言修正
P38	各論第3章	(施策3-1)-取組・事業No.14 ●事業概要の1行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要 <u>2歳</u>から5歳までの幼児を対象に、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業概要 <u>1歳</u>から5歳までの幼児を対象に、</li> </ul>	誤記修正
P41	各論第3章	(施策3-2)-取組・事業No.4 ●事業名 ●事業目標の1行目 ●事業概要の1行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 保育所の給食を通じた食育支援</li> <li>・事業目標 保育所給食を通して</li> <li>・事業概要 保育所の給食を通して</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 保育所等の給食を通じた食育支援</li> <li>・事業目標 保育所等の給食を通して</li> <li>・事業概要 保育所等の給食を通して</li> </ul>	パブリックコメントを踏まえて、文言修正
P41	各論第3章	(施策3-2)-取組・事業No.5 ●事業目標の1行目 ●事業概要の1行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 保育所給食の紹介を通して</li> <li>・事業概要 在宅の親子を対象として、<u>保育所調理師</u>を講師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 <u>公立保育所</u>給食の紹介を通して</li> <li>・事業概要 在宅の親子を対象として、<u>公立保育所調理師</u>を講師</li> </ul>	文言修正
P42	各論第3章	(施策3-3)-小児医療への支援 ●施策の方向性の1行目 取組・事業No.1 ●事業名 ●事業目標の1行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の方向性 市立病院における<u>小児科初期診療部門</u></li> <li>・事業名 市立秋田総合病院における<u>小児科初期診療部門</u>の周知</li> <li>・事業目標 市立病院の<u>小児科初期診療部門</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の方向性 市立病院における<u>小児科救急外来</u></li> <li>・事業名 市立秋田総合病院における<u>小児科救急外来</u>の周知</li> <li>・事業目標 市立病院の<u>小児科救急外来</u></li> </ul>	文言修正

該当部分		素案	案	備考	
P42	各論第3章	(施策3-3)-取組・事業No.2 ●事業目標の1行目	子どもの医療費の自己負担分を助成することで、子育て世帯の経済的負担の軽減や子どもを生み育てやすい環境の充実を図る。	子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減や子どもを生み育てやすい環境の充実を図る。	文言修正
P43	各論第3章	(施策3-3)-取組・事業No.4 ●事業概要の1行目	小児慢性特定疾患に罹患している18歳未満の児童	小児慢性特定疾患に罹患している18歳未満の児童	文言修正
P45	各論第4章	(施策4-1)-取組・事業No.2 ●事業概要の1行目	外国語指導助手（ALT）と日本人英語教師とのチームティーチングにより、	教員と外国語指導助手（ALT）とのチームティーチングにより、	文言修正
P45	各論第4章	(施策4-1)-取組・事業No.4 ●事業概要の4行目	いのちの大切さや思いやりによる心豊かな人間性を育むなどの機会を提供する。	いのちの大切さや思いやりによる心豊かな人間性を育んだりするなどの機会を提供する。	文言修正
P45	各論第4章	(施策4-1)-取組・事業No.5 ●事業名 ●事業概要の2行目	・事業名 保育士体験事業の受入れ  ・事業概要 近隣の小中学校、高校の保育士体験	・事業名 保育体験事業の受入れ  ・事業概要 近隣の小中学校、高校の保育体験	子ども・子育て会議委員の意見を踏まえて修正
P46	各論第4章	(施策4-1)-取組・事業No.6 ●事業概要の3～4行目	また、保育所へ出張おはなし会や出張講座等の読書指導、移動図書館による学校巡回を行う。	また、訪問おはなし会や出張講座等による保育所等への読書指導、移動図書館による学校巡回を行う。	文言修正
P46	各論第4章	(施策4-1)-取組・事業No.7 ●事業概要の2～3行目	学校司書を市立全小・中学校に派遣し、学校図書館の整備や児童生徒の調べ学習への協力など学校との連携を図る。	学校司書を市立全小・中学校に派遣し、学校図書館の整備や児童生徒の調べ学習への支援など学校との連携を図る。	文言修正
P49	各論第4章	(施策4-2)-取組・事業No.5 ●事業概要の1行目	4ヵ月以上1歳未満の乳児とその保護者を対象に、	4ヵ月以上の0歳児とその保護者を対象に、	文言修正
P50	各論第4章	(施策4-2)-取組・事業No.11 ●事業概要の1行目	就学前の幼稚園児等を対象としたスポーツ教室を開催し、	幼稚園児等を対象としたスポーツ教室を開催し、	文言修正
P54	各論第4章	(施策4-4)-取組・事業No.2 ●事業概要の1行目	40歳未満の非正規雇用者を正社員化した事業主に対して補助する。	40歳未満の非正規雇用者を正社員転換した企業に対して補助する。	文言修正
P56	各論第5章	(施策5-1)-現状と課題 ◆一つ目の1～2行目	◆共働き家庭が増加傾向にある中で、子育て支援においては、「ワーク・ライフ・バランス」は、ますます不可欠な要素となっております。	◆共働き家庭が増加傾向にある中で、子育て支援においては、「ワーク・ライフ・バランス」が、ますます不可欠な要素となっております。	文言修正

該当部分		素案	案	備考
P57	各論第5章 (施策5-1)-取組・事業No.7 ●事業概要	男女共生講座等の開催や広報誌、ネットワークニュース等を通し、市民への情報提供や啓発を行うことにより男女共生意識の浸透を図り、「男女共生社会への市民行動計画」を推進する。また、女性のキャリアアップや仲間作りを支援するため、シンポジウムや研修会等を開催すると同時に女性人材リストを作成し、全庁的に活用することで、女性の登用を促進する。	「第5次男女共生社会への市民行動計画」に基づき、男女共生講座等の開催やネットワークニュースの発行等を通じて男女共生意識の浸透を図る。また、女性の活躍を支援するため、シンポジウムや研修会等を開催し、女性が個性や能力を発揮できる環境づくりを促進する。	担当課の精査を踏まえた修正
P58	各論第6章 (施策6-1)-現状と課題 ◆一つ目の3行目	安全確保対策に努めていくこと	安全確保に努めていくこと	文言修正
P59	各論第6章 (施策6-1)-取組・事業No.3 ●事業目標 ●事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 地域に根ざした住民自治活動が促進されるよう支援する。また、街を明るくし、夜間の安全な通行や犯罪の防止を図る。</li> <li>・事業概要 地域自治活動への助成および町内会で管理する防犯灯の電気料等に要する経費の一部を助成する。また、街を明るくし、夜間の安全な通行や犯罪の防止を図るため、町内会からの防犯灯設置申請に基づき、市が経費を負担し設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 町内会の自治活動の振興および町内会が負担している防犯灯の維持管理費の軽減を図る。また、夜間における通行の安全と防犯を図る。</li> <li>・事業概要 地域自治活動への助成および町内会が負担する防犯灯の電気料等の一部助成を行う。また、夜間における通行の安全と防犯を図るため、町内会からの申請に基づき、LED防犯灯を設置する。</li> </ul>	担当課の精査を踏まえた修正
P62	各論第6章 (施策6-2)-取組・事業No.6 ●事業目標 ●事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 多子世帯に対する抽選倍率の優遇や、子育て世帯に対する戸数枠設定による優遇措置などの制度を導入する。</li> <li>・事業概要 市営住宅への入居にあたり、子育て世帯が入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 子育て世帯の市営住宅への入居を優遇する措置により、居住の安定を図る。</li> <li>・事業概要 市営住宅への応募にあたり、多子世帯に対する当選確率の引上げや子育て世帯に対する戸数枠設定による優遇措置を行う。</li> </ul>	担当課の精査を踏まえた修正
P63	各論第7章 (施策7-1)-取組・事業No.2 ●事業目標の1行目	児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応の推進を図る。	児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応の推進を図る。	文言修正

該当部分		素案	案	備考	
P68	各論第7章	(施策7-3)-取組・事業No.5 ●事業名 ●事業目標 ●事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 <u>すこやか障がい児療育支援事業</u></li> <li>・事業目標 障がいのある未就学児を対象として、児童発達支援、医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を<u>無償化</u>することで、</li> <li>・事業概要 一定の所得制限の下、児童発達支援等を利用した際の利用料の1/2を助成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 <u>障がい児すこやか療育支援事業</u></li> <li>・事業目標 障がいのある未就学児を対象として、児童発達支援、医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を<u>軽減</u>することで、</li> <li>・事業概要 一定の所得制限のもと、<u>障がいのある未就学児が児童発達支援等、医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料の1/2を助成する。</u></li> </ul>	担当課の精査を踏まえた修正
P68	各論第7章	(施策7-3)-取組・事業No.6 ●事業概要	障がいのある未就学児を対象として、児童発達支援、医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を <u>無償化</u> することで、 <u>子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て環境の向上を図る。</u>	一定の所得制限のもと、障がいのある未就学児が児童発達支援、医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を <u>障がい児すこやか療育支援事業に加えて助成し、無償化する。</u>	担当課の精査を踏まえた修正
P69	各論第7章	(施策7-3)-取組・事業No.13 ●担当課 ●事業概要の1～2行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課 学事課</li> <li>・事業概要 <u>障がいのある児童生徒が学校行事や校外学習に参加する際に「学校行事等支援サポーター」を、</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 学校教育課</li> <li>・事業概要 <u>学校行事や校外学習に参加する障がいのある児童生徒に「学校行事等支援サポーター」を、</u></li> </ul>	誤記および文言修正
P71	各論第7章	(施策7-4)-取組・事業No.5 ●事業目標の2行目 ●事業概要の3～4行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、低所得世帯等を対象に食事の提供に要する費用の一部を<u>補助</u>することで、子育て費用の負担軽減を図る。</li> <li>・事業概要 新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、低所得世帯等を対象に保護者が支払うべき食事（副食に限る）の提供に要する費用の<u>一部を補助</u>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目標 新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、低所得世帯等を対象に食事の提供に要する費用を<u>補助</u>することで、子育て費用の負担軽減を図る。</li> <li>・事業概要 新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、低所得世帯等を対象に保護者が支払うべき食事（副食に限る）の提供に要する費用を<u>補助</u>する。</li> </ul>	文言修正